

座談会



我が国におけるIFRS適用の 方向性を探る ～「国際会計基準（IFRS）への対応の あり方に関する当面の方針」等を読み解く～



後列左から、森 公高氏、藤沼亜起氏
前列左から、氷見野良三氏、岡田譲治氏

IFRS財団評議員（三井物産株式会社
代表取締役専務執行役員CFO） **岡田 譲治**
 金融庁総務企画局審議官 **氷見野 良三**
 日本公認会計士協会会長 **森 公高**
 （司会）IFRS財団評議員会副議長 **藤沼 亜起**

金融庁・企業会計審議会から2013年6月19日付で、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」¹（以下「当面の方針」という。）が公表された。また、同月には、自由民主党（政務調査会 金融調査会 企業会計に関する小委員会）からは「国際会計基準への対応についての提言」²（以下「自民党提言」という。）、日本経済団体連合会からは「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応～」³が公表されており、IFRSに関する当面の方向性を記した意見書や提言などが関係各所から相次いで発出された。

「当面の方針」においては、IFRS任意適用要件の緩和、IFRSの適用方法（修正版IFRSの開発）、単体開示の簡素化など、IFRS適用を推進するための取組みが提示された。また、「自民党提言」においては、2016年末までに300社程度がIFRSを適用している状態になるよう環境を整備すべきであると具体的な数字を示した目標が掲げられるなど、IFRS適用に向け、より具体的な方針が打ち出されることとなった。

そこで本誌では、2013年7月にIFRS財団評議員に就任された岡田譲治氏、金融庁総務企画局審議官の氷見野良三氏、IFRS財団評議員会副議長の藤沼亜起氏、日本公認会計士協会会長の森 公高氏にお集まりいただき、「当面の方針」で取り上げられた取組みを中心に、海外の動向、IFRS財団評議員会での議論等を交え、今後の我が国におけるIFRS適用の方向性などについて、それぞれのお立場からご意見を伺った。是非ご一読いただきたい。

（機関誌編集員会）

はじめに～「当面の方針」の経緯、概略について～

藤 沼 2013年6月19日付けで企業会計審議会から公表されました「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）を本日の主なテーマとして、議論させていただきたいと思います。

本日の出席者は、IFRS財団評議員の岡田さん、金融庁総務企画局審議官の氷見野さん、日本公認会計士協会会長の森さん、それと私、IFRS財団評議員会副議長の藤沼です。司会は、私が担当いたします。

まず、「当面の方針」の公表経緯や概略について、氷見野さんから簡単にご説明いただけますでしょうか。

氷見野 企業会計審議会の審議については、藤沼さん、岡田さんにご参加いただき、また、日本公認会計士協会からも幹部の方にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。事務方として「当面の方針」について理解している点を申し上げます。

IFRSをめぐるっては、日本国内にもさまざまな考え方がございますし、また、世界最大の資本市場であるアメリカの動向もはっきりしないことから、2012年7月の企業会計審議会の中間的論点整理では、日本の進み方についてはさらに議論の積重ねが必要だというラインの論点整理がございました。

ただ、その後のことを考えてみますと、1つは日本の中間的論点整理の出た10日後ぐらいに、米国証券取引委員会（SEC）の最終スタッフレポートが出されました。ずっと待た

れていたレポートだったのですが、一部で期待されていたよりは方向性がはっきりしないものだったこともあり、日本としてもいつまでもアメリカの動きを待っているだけでは仕方ないのではないか、といった受け止め方もあったかと思えます。

一方で、IFRSについては、かなり動きが出てきています。プロセス面でも中身の考え方でも動きが感じられ、プロセス面では会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）を新たに作り、必ずしもアメリカとヨーロッパばかりをみているわけではないということがプロセス上も非常に明確になってきました。また、中身の面でも、7月に公表された討議資料「財務報告における概念フレームワークの見直し」⁴（以下「討議資料」という。）をみますと、以前は日本からいくらか本質的な指摘をしてもなかなかかみ合わない感じもあったわけですが、それも少しずつ変わってきているのではないかと、という印象を受けます。せっかく国際会計基準審議会（IASB）が動いているときに、日本もそれを1つのチャンスとして、できるだけ関与していく必要があるのではないかと、ということがあったと思えます。

さらに、国内の関係者のご意見を聞いてみますと、もちろん隔たりはありますが、共通の認識がある部分もかなりあるという印象を受けました。

例えば、ここまで広がったIFRSを日本が全く無視していけると思っている人もいないですし、日本の発言権を確保するために必要なことは進めていかなければならないといった点はどなたと話しても共通の認識であるように思いました。関係者の

認識の違いを強調するときがないのですが、共通認識の部分で一步進める状況にあるという感じがありました。

こうした状況も踏まえまして、2013年に入ってから、企業会計審議会でご審議をいただき、その結果として「当面の方針」が公表されたわけです。強制適用について、直ちに「する」、「しない」の判断ができる環境にはないが、今取り組めるようなところは主体的に取り組んでいこうというご意見をいただいたと理解しております。

藤 沼 「当面の方針」に掲げられた主なポイントを具体的にご説明いただけますか。

氷見野 具体的には、任意適用要件の緩和、修正版国際会計基準（いわゆるエンドースメントされたIFRS）の作成、単体開示の簡素化の3つがあります。

1つ目の任意適用要件の緩和については、現在、IFRSを適用して連結財務諸表を提出できるのは、①上場し、②IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備を行い、③国際的な財務活動又は事業活動を行っていること（海外に資本金20億円以上の連結子会社があるなど）の全てを充たすこととなっていますが、このうち、①の上場要件と③の国際的な財務活動又は事業活動の要件を撤廃するというものです⁵。これによって、IFRSを使おうと思えば使える企業数は、600ぐらいから4,000以上にまで増えるものと試算しています。

2つ目が修正版のIFRSを作ることです。現在、任意適用企業が適用するIFRSは、金融庁長官が「指定国際会計基準」として指定していま

すが、今の枠組みでは1つの基準を「飲む」、「飲まない」の判断しかなく、修正したり部分的に除外することができませんので、実際には丸飲みする状態になっています。

ピュアIFRSはもちろん残しておくわけですが、これに加えて、個別の基準を判断して、必要があれば一部修正するなどして、採択できる仕組みを設けようというご提言をいただいております。これについては企業会計基準委員会（ASBJ）で中身をご検討いただき、ASBJで作っていただいたものを当局で指定していくという手順をご提言いただいております。

3つ目は単体開示の簡素化です。現在、上場企業は金融商品取引法に基づいて連結財務諸表、単体財務諸表、会社法に基づいて連結計算書類、単体計算書類と4つを作らなければならないことになっていますが、金融商品取引法は2000年3月期から連結中心に舵を切っているため、金融商品取引法の単体の財務諸表については、できるだけ会社法の単体計算書類に合わせる方向で簡素化していこう、というご提言をいただいております。

これが、今回の「当面の方針」の主なポイントだと理解しております。

2 「当面の方針」の「基本的な考え方」

藤 沼 ありがとうございます。次に「当面の方針」の中身について議論したいと思います。

まず、「当面の方針」の「IFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）の中で、G20のサミットで単一で高品質な国際基準を作成する

という目標に、我が国が主体的に取り組むことが重要であると最初に述べられています。これは国際的なコミットメントであって、きちんと実行していくと宣言しているわけですが、岡田さんはこの点についてどう思われますか。

岡 田 会計制度は資本市場の不可欠なインフラでもありますし、我が国の市場の国際競争力を高めていくため、また、外国の資本を日本にもっと呼び込む意味で、主体的にサミットでコミットした部分に取り組んでいくことは必要ですし、これは大変重要なことだと思います。



IFRS財団評議員 岡田譲治氏
藤 沼 森さんから何かご意見はありますか。

森 私も岡田さんのご意見と同様で、資本市場の活性化にとって「会計」は必要であり、日本企業のグローバル化にとっても「会計」が重要になってくると思います。

「会計」の国際標準化という問題は、古くからずっと検討されていますが、ここでまた一步踏み出したことについては、非常に評価ができると考えております。

藤 沼 「当面の方針」の「基本的な考え方」では、単一で高品質な国際基準を作成するという目標に我が国が主体的に取り組むとする一方

で、日本基準はこれまでのコンバージェンスの結果、高品質かつ国際的に遜色のないものになっており、今後も引き続き調和に向けた努力は継続する必要があると述べられています。当面は2本立てのような感じになり、痛み分け的な表現を使っているのですが、氷見野さん、この点についてご説明いただけますか。

氷見野 痛み分けといえますか、プロセス論だと思います。今回、重要だと思うのは、企業会計審議会、自民党の企業会計に関する小委員会、さらに経団連もレポートを出しています。3つのレポートそれぞれに特色がありますが、基本的な方向感は、かなり共通している面があると思います。そういう意味で、日本全体として議論がやや二極化するような時期もあったと思いますが、ある程度大きな方向感、すなわち、とにかく一步一步進んでいこうというところについては、わりと幅広い共通認識がみられるに至ったのではないのでしょうか。中身でどれだけ進んだかもさることながら、みんなで共通認識を持って進んでいける基盤ができたところが、今回の大きなポイントではないかと思えます。

また、主体的に取り組むことについては、ある意味アメリカの動きが止まってしまったようにも見える中、とにかく日本は一步でも半歩でも進んでみせたということで、主体性を持って進めていることが外からみても分かる格好で示せたことに意味があると思っています。

藤 沼 氷見野さんのお話でも触れていましたが、IFRSの強制適用の是非は今の段階では、特定の方向性を示す状況になっておらず、当面は任意適用の積上げをしなくてははい

けないということが述べられています。これについて岡田さんはどのように思われますか。

岡田 この点については、現実問題と理想とはなかなかそのとおりにはならないという意味で、当面任意適用を積み上げるということは、やむを得ないかもしれません。日本の会計基準は高品質、国際的に遜色ないといういい方をされていて、氷見野さんがおっしゃるように一歩一歩前進していることは事実だと思います。

その一方で、世界を見渡してみると、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で収益認識、リース会計といった重要な会計基準作りを行っており、金融商品の減損については細かな部分で意見が分かれているところもありますが、そういった現実があり、このままでは日本の基準がおいていかれてしまうのではないかと、という危惧があります。

のれんについても、我々はいろいろ議論を持ちかけているのですが、米国基準もIFRSも完全にのれんは非償却で、減損処理となってしまうので、ここまで異なってくると、日本の同等性評価の問題も心配になってきます。こういった現状を踏まえると、強制適用はまだ早い、任意適用で積み上げていくという方針には賛成です。しかしながら、繰り返しになりますが、日本の会計基準そのものを少し急いで手をつけていかないと、この修正版IFRSの問題もさることながら、日本基準そのものが乖離してしまうのではないかと、という危惧を持っております。

藤沼 「当面の方針」で、仮に強制適用をすることとなったとしても、十分な準備期間を設けるとい

ことが書いてあります。大規模な監査法人から中小規模の監査事務所まで、IFRS対応に十分な準備期間を設けるといことに対して、日本公認会計士協会会長としてはどのように思われますか。

森 2009年の中間報告のときにも、準備期間を設けることになっていました。新しい基準といっても会計でするので、全てが新しいわけではなく、会計という枠では同じです。しかし、異なる基準ということで考えると、実務に定着させるためには、準備期間がある程度必要だと考えております。

ただ、2009年に準備を既にスタートしている企業もあるわけで、もうそれから今年で4年経っています。一定の適用の方向性について不透明になった時期がありますが、その間もIFRSについて、企業あるいは公認会計士が全く関与してこなかったのかということ、必ずしもそうではありません。IFRSに対して積極的に研修を重ねていたこともありますので、準備期間は必要だとは思いますが、以前ほどは必要ではないというのが、実務の現場からの率直な感触です。

藤沼 一方、自民党の企業会計に関する小委員会の提言（以下「自民党提言」という。）では、集中投資促進期間を3年間ぐらいと想定しています。できるだけ早い時期に、強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールを決定するように、広く意見聴取して議論を深めることが重要であるといっています。企業からは、「強制適用するかしないかわからない中で、どうしたらいいのか」という質問はよく聞きますが、氷見野さんはどのように思われます

か。

氷見野 今後は、今回の企業会計審議会でご提言いただいた3つのことも行っていくわけですし、岡田さんがおっしゃった収益認識やリースの基準も出てまいります。また、アメリカの動きもみえてくる面もあるかもしれませんし、概念フレームワークではある程度日本が今まで主張してきたような方向の議論も少しは入っているような感じもあります。そうした動きを見極めながら、議論を深めていくべきだと思っております。

藤沼 岡田さん、企業、つまり財務諸表の作成者の立場としては早い時期にある程度の方向性を示してほしいという要望はありますか。

岡田 そうですね。企業によっては相当準備を進めたにもかかわらず、そこで今、止まっているところもありますし、時期も含めて方向性が具体的に示されれば、準備にすぐ取りかかれるという企業も多分多いと思います。できれば早期にスタンスを明確にさせていただくとありがたいと思います。

3 任意適用要件の緩和

藤沼 次に、任意適用要件の緩和のテーマで議論いただきたいと思っております。今回の提言では、「上場企業」及び「国際的な財務活動・事業活動」という2つの要件が撤廃されました。基本的にIFRSを適用する能力のある会社であれば、国際的な業務を行っていなくてもIFRSを適用できることになりました。先ほどの氷見野さんのお話では、この結果、IFRSを採用できる企業は、現在の600社ぐらいから、4,000社ぐらいに拡大されます。加えて、公開準備を

している新規株式公開（IPO）企業についても、最初からIFRS基準で公開準備することが認められます。このような任意適用要件の大幅緩和がなされるわけですが、森さんはこれについてはどう思われますか。

森 もともとIFRSをどういう会社が適用するかについての当初の要件は、段階的なステップだったと思います。IFRSは1つの国際的に認められた会計基準ですので、やはり早いうちに制限を外して、企業が自由にIFRSを適用できるような形に持っていくことが、望ましい方向性ですので、今回の緩和については非常によいことだと考えております。

また、公開準備をしている会社にとっても、日本の基準も実はコンバージェンスがかなり進んでいて、IFRSと同じような複雑さを持っている面もあります。日本基準を適用してからIFRSを適用するとすると、システム開発の問題等、二重手間になってしまうことやコストがかかることにもなりますので、公開準備をしているときからIFRSが選択できることは、非常に大きな前進ではないかと思えます。

藤 沼 岡田さんはどう思われますか。

岡 田 私も全く同意見です。おそらくIPOする企業も国際的に資金調達をしたい企業もあるでしょうから、最初からIFRSでIPOの準備ができれば、かなり需要はあるのではないかと考えております。

藤 沼 せっかく大幅緩和をいただいたので、実際にアクションに結び付けることが重要になってくると思えます。しかし、一方で会社は様子を見ているだけでなかなか動かないのではないかと、という懸念も

あります。2016年末までに求められるモニタリングボードのメンバー要件、つまり「IFRSの顕著な使用」という条件を達成できなくなるのではということが気になります。これについて氷見野さんはどうお考えでしょうか。

氷見野 私はいわゆるBIS規制の仕事が長かったのですが、BIS規制については、押しつけられて仕方なしにおこなった、というイメージが、日本中に広まってしまったという反省点があります。

モニタリングボードのメンバーシップの審査は、日本が主体的に取り組んでいく上で、その取組を国際的にも理解してもらうために重要な機会ですし、国内の取組を進めていく上でも、ペースメーカーとして、十分念頭に置いておくべきだと思います。

ただ、審査があるから仕方なく、ということではなくて、実際メリットのある企業も多いから任意適用の積重ねを目指していく、ということですから、そうした主体性、自発性を軸にして、雰囲気作りなどをいろいろな関係者で力を合わせて、うまくバランスを取って進んでいけるとよいと思っております。



金融庁総務企画局審議官

氷見野良三氏

藤 沼 現在のところ、IFRSの任意適用会社はあまり数が多くないですが、今までIFRSを適用してきた会社をみると、例えば、商社という業種では、まず最初の1社が適用すると、他の商社も大体IFRSを適用しようということになります。同様に、製薬業で国際的な取引の多い企業はほぼIFRS適用の方向性に舵を切っているようにみえます。業界の中で、何らかのコンセンサスができているのか、あるいは主要な会社がIFRSを適用することになると、業界全体を牽引するという事となるのか、業種別にIFRS任意適用会社が増えていくことは、財務諸表の比較可能性の観点からは非常によいことだと思っています。自民党は踏み込んで、かなり大胆な数値目標を入れ、300社の任意適用会社の達成を中期目標として提言しました。

この中期目標は2016年末までの達成を念頭に置いていると思います。その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備すべきと明示していますが、岡田さんはこの自民党提言についてはどう思われますか。

岡 田 確かに300社はかなり野心的な数字だと思います。しかし、数字を具体的に挙げ、この目標が達成できるかどうかと数値にこだわりすぎるのはよくないと思います。2016年までとしています。こういう目標を掲げるのであれば、金融庁側もある程度のスケジュールを示していく。それが強制適用なのか、あるいは強制適用でなくてもある一定の水準、時期を示すことは非常に重要だと思います。

藤 沼 次にIFRS適用についてのインセンティブについてですが、

「当面の方針」と「自民党提言」の両方に記載されているものですが、東京証券取引所が「グローバル300(仮称)」という新指数を創設して、この指数の対象企業の選定にあたって独立社外取締役の採用やIFRS適用などを定性的な要件で加点の対象にするという話があります。これについて、森さんはどう思われますか。

森 非常に素晴らしいアイデアだと思います。いずれにしても強制適用ではなく、任意適用の中で適用企業を広げていこうとすると、それなりの雰囲気作りが必要となります。IFRSを適用することがプラスだというものを何か作っていかないと、コストをかけてIFRSに移ろうとは思いません。ですから、そういう雰囲気作りを関係者全体で進めていく必要があると思います。

その中の1つとして、このグローバル300というのは非常に面白いアイデアだと思います。また、ほかにもインセンティブとなるものをいろいろと出していくことができれば、IFRS適用の促進につながるのではないかと考えております。

藤 沼 氷見野さん、東京証券取引所の新指数について具体的な情報をお持ちであればご紹介いただけますか。

氷見野 先日、東京証券取引所で考えられている大枠が公表されていますが、具体的なことについては、投資家の方々などの意見を聞きながら検討を進めておられる最中と承知しております。なお、企業会計審議会の報告でも、金融商品取引所において、新たに開発することとされている新指数の対象企業の選定にあたって、IFRSの適用を考慮することが期待される、と記載されているところです。

藤 沼 対象企業数が300ではなく500ぐらいになるかもしれないという話も聞きましたが、これは今後検討していくものだと思います。いずれにしても、これから、早期適用拡大に向けていろいろな施策の検討を進めていかなければいけないでしょう。

4 IFRSの適用方法

藤 沼 次に、IFRSの適用方法についてです。先ほど氷見野さんからのご説明で、単一の会計基準への収斂の方向に持っていくための1つのプロセスとして修正版IFRSを作るということが示されました。この点について、7月のヨハネスブルグでのトラスティ会議でもいろいろな議論が出ました。修正版IFRSについて岡田さんはどうお考えでしょうか。

岡 田 先般のトラスティ会議に出たときの反応から申し上げますと、修正版IFRSを作ることについては、若干厳しい反応もありましたが、ピュアIFRSに向けての1つのステップということで、大きな議論にはなりませんでしたが、要するにどういうことをしたいのか見守るというような反応であり、一定の理解は得られたと思います。

むしろ、非常にインパクトが強かったのは、自民党の企業会計に関する小委員会や経団連で、時期や目標について具体的な数字が出ていたことです。この点について、トラスティのメンバーは非常に好感を持ちました。

個人的な意見としては、企業会計審議会でも申し上げましたが、結果として、4つの基準が日本にあることについては懸念があります。日本人は何事も器用にこなしてしまいま

すると、4つ目ができてそんな大きな混乱はないのかもしれませんが。

しかしながら、外からみたら、何の基準で作成しているのかがよく分からない、あるいは、どう違うのかがよく分からないということもあるでしょう。早めに修正版IFRSはどういうものであるかを具体的に示す透明性は不可欠ではないかと思えます。さらに、4つの基準の並存はできるだけ短い期間にとどめるべきと考えます。

藤 沼 そうですね。7月に、IASBは討議資料を公表し、概念フレームワークの見直し作業に入っています。その議論の中で日本基準との差異がいくつか解消されるようなことがあると、さらに前向きな方向性に拍車がかかると思います。現時点でも修正版IFRSができたとしてどれぐらいの企業が適用するかについて、氷見野さんはどのようにお考えですか。

氷見野 「当面の方針」の中で、修正版IFRSのところが一番ご議論のあるところだと思います。岡田さんがおっしゃったように、4つ基準が並んでいる必要があるのか、特にピュアIFRSと日本基準があるその間になぜもう1つ修正版IFRSが必要なのか、現場にとってはむしろ迷惑だ、といったご意見もあると承知しております。

そういうご意見もごもっともだと思いますが、「当面の方針」では、4基準の並存については、「大きな収斂の流れの中での1つのステップ」という位置づけがなされているところです。

また、修正版のIFRSの作成については、「IFRS任意適用企業数の増

加を図る中、先般の世界金融危機のような非常時に我が国の事情に即した対応を採る道を残しておくことになるなど、我が国における柔軟な対応を確保する観点から有用」ともされております。

例えば、リーマンショックの直後には、米国基準もIFRSも日本基準も緊急対応を採りました。それは正しいことだったと思います。しかし、このときは、世界金融危機でしたから世界が一斉に動いたわけですが、仮に日本固有の事情にどうしても合わない状況が生じたときにはどうするか。例えば、日本の主要企業300社がピュアIFRSを採用している状態にあったと考えたときに、次の四半期末の決算までに日本基準に戻るかという戻れないと思います。そうすると、いざというときに緊急対応できるだけの、機動的に修正版IFRSを作れる体制や能力は、日本として持つておかなければならないと思います。

また、IFRSは関係者全員の思いどおりになるわけではなく、全員が不満だがぎりぎり我慢できる範囲で何とか折り合って作っていくものですから、ヨーロッパ起源だといいながらイギリス人に会えば、不満のたけをいいますし、フランス人に会えばもっと悪口をいいます。アメリカとバイで協議しながら進めているといっても、アメリカにも納得いかない点があるといえます。そうした中でお互いに我慢して作っていくものですから、仮に日本が気に入らない結果のところは全部外して勝手にやる、という意味に修正版IFRSが誤解されると、みんなで作ろうといっているときに一体何だという話にならないだろうか。そういう懸念を耳にす

ることもあります。

ただ、いろいろ日本が個別に主張してきていることが体系としても成り立って、実装可能なものとして作り得ることを示しておくことは、議論していく上で重要なことではないかと思えます。

一体何社が修正版IFRSを使うことになりそうか、という点については、日本基準からIFRSに移る企業は、移行のためのコストをかけて移行されるわけですから、例えば海外の子会社と同じ決算で実務を進めたい、IRの説明会に行ったときに会計基準の違いの説明に時間を使うのではなく将来の戦略にもっと時間を使いたい、アメリカ市場にそのままで上場したい、あるいはアジアやヨーロッパの競争相手との比較をできるだけ分かりやすく行いたいなど、そういった具体的なメリットを念頭に置いておられるのだと思います。

そうしたメリットは、ピュアIFRSでなければ十全には得られないわけですので、個人的にはIFRSに移行される企業の大半は、ピュアIFRSを選ばれる可能性が高いのではないかと考えております。また、金融庁としてそういうメリットを捨てて、修正版IFRSに企業を誘導しようと考えているわけでもありません。

先ほど申し上げたような理由から、修正版IFRSをきちんと作って使えるようにしておくこと自体は必要だと思っております。ただ、これをうまくコミュニケーションしていきませんと、むしろ誤解の影響が大きくなりますので、両評議員におかれてはぜひふんご面倒をおかけしていると思えますが、国内での検討と国外の説明とを両方努力しながら進めていく必要があるだろうと思っております。

藤 沼 トラスティ会議でも、一部の国から、「修正版IFRSを作っていくと結局、会計基準の収斂の話からまた拡散に向かってしまうのではないか」という懸念が表明されたことは事実です。ですから、そういう面では海外の関係者にある程度説明がつく修正項目で、数を限定した形で修正版IFRSができればよいと個人的に思っています。

この点については、ASBJが既に議論をはじめたと聞いております。今後1つひとつ個別基準をみて、必要であれば一部基準のパラグラフを削除したり修正したりして採択するエンドースメントの仕組みを設けるということですが、懸念するのは、テクニカルな議論になってしまい、あれも削除これも修正するという話になって、当初目標にしていたものと、最後にでき上がったものが大きく違うものになってしまうことがないか気になります。この点について、森さんはどのようにお考えですか。

森 今、氷見野さんが非常に高次元の視点から修正版の必要性について話されていましたが、確かにそういう基準開発能力は、日本は持つておくべきだろうと思えます。

私も2011年の大臣声明までの経緯



日本公認会計士協会会長

森 公高氏

をみていて、個別企業の中でいろいろな要望あるいは事情があって、IFRSをそのまま適用するのはどうかという意見が大分出たのは承知しています。ただ、具体的にIFRSを適用しようといったときに、以前はこの辺が適用しづらいとっていた企業も、実際に適用しようとなると「まあ、何とかなるか」という企業も大分あると思います。ですから、修正項目のニーズを十分にヒアリングしてきちんと把握していくことが大事だと思います。

その中で合理的に説明ができる範囲で、IFRSを検討していくことになっていくと考えています。あまりたくさんものが出てくることは予定していません。実際にヒアリングしてみないと分かりませんが、そういう状況だと考えております。

藤 沼 「当面の方針」の中では、修正版IFRSは日本が考える、「あるべきIFRS」を国際的に示すこととなるため、今後も引き続きIASBに対して意見発信を行っていく上でも有用であると考えております。しかし一方では、ASBJはピュアIFRSの議論にも参加するわけで、このたび新しく設置されたASAFで、議論の材料を提供するにはよいことなのかもしれませんし、一方、逆にネガティブな意見を発信し続けることにもなるかもしれません。修正版IFRSを作ったASBJが、単一の国際会計基準を作ること目標とする国際会議の場で、どのような役回りができるのかについて、岡田さんは、矛盾を感じませんか。

岡 田 これからどのようにASBJが検討していくかを見守らないとコメントは難しいと思います。一方で、「当面の方針」の中では「あるべき

IFRS」あるいは「我が国に適したIFRS」と並べているのですが、この2つは全く別のもののように思えます。「あるべき」であれば、さっきおっしゃったようにASAFに出席しても、あるべき姿はこうであるという主張をしながら、ここが我々としては飲めないという主張をすべきだと思います。そうすると、それを主張した上で日本のエンドースのところで1回留保しておくという議論が成り立つと思います。

「我が国に適した」というと、「それはあなたの問題でしょう」というような議論になってしまいます。ASBJが国際会議に出席してきちんとした主張を展開していく上では、「あるべき」というものをやはり高いレベルで主張していくということであれば、矛盾は感じないですね。

藤 沼 氷見野さん、これについてはどうですか。

氷見野 欧州はヘッジ会計については除外してエンドースしないという選択をしていて、実際数十の企業は、ヘッジ会計についてはIFRSを使っていません。では、IASBに出たとき、あるいはASAFに出たときの欧州の委員は、ヘッジ会計については発言権がないのか、黙っているのかということ、そんなことはもちろんないでしょう。要は、国際的な収斂に向けた大きな姿勢を共有した上で、どう建設的に意見を述べ、貢献していくか、ということだと思います。

藤 沼 建設的な議論であればよいと思います。

氷見野 はい、例えば、概念フレームワークの議論をしているときでも、従来日本ではIFRSはがちがちの資産・負債アプローチだと信じてきま

した。実際、資産・負債で作ると概念なんてスカッと気持ちよく一貫して書いて楽なわけですので、IASBも、基準設定するときに本当は解決しなければならない諸矛盾に目をつぶって過剰にすっきり概念を書いてしまう面もあったのではないかと思います。ところが、7月にIASBから出た討議資料「財務報告における概念フレームワークの見直し」をみますと、例えば、時価評価をするのか、原価で行うかの評価方法の選択にあたって、評価方法はB/SにもP/Lにも影響を与えるので、両方の影響をみて選んでいかないと、かえって役に立たない会計基準になる、とはっきり書いているわけです。

昔であれば、B/Sの観点でよいものを選べば、あとはついてくるという発想だったのが、両方みないと間違ふということが書いてあります。また、一時は当期純利益をなくすというような話がありました。しかし、今回の公表された討議文書で一番中心的な案になっているところをみますと、包括利益ではなく当期純利益がその期のパフォーマンスについての"primary source of information"であるということまで書いてあります。

固定的にIFRSをとらえるのではなくて、いろいろな国の人がいろいろな考えをぶつけ合ってダイナミックに育てていくのがIFRSのプロセスの価値だと考えると、日本でもいろいろな議論をして深く考えてきたわけですから、IFRS自体がいま模索しているような状況にあると思いますので、そこに貢献していく格好で建設的に意見を言っていくのが重要だろうという気がします。

藤 沼 そうですね。単一で高品質な国際基準の策定に向けて、いろ

いろいろな角度や視点から意見を述べるというような建設的な貢献ができれば、他の参加者もある程度納得できるということだと思います。

ヨハネスブルグで行われたトラスティの議論の中では、数人のトラスティから、各国がIFRSの修正版を作るようになるとIFRSのブランドが毀損されることについて懸念が表明されましたが、全体的には日本がIFRS採用という最終目標に到達するための1つのプロセスであれば、日本のIFRS適用拡大の進捗状況をもう少し見守りましょうという感じだったのではないのでしょうか。

岡田 これは資金ソースとしてということがあるかもしれないのですが、非常に日本を大事に考えてくれています。日本の考え方、意見には真摯に耳を傾けてくれる姿勢は感じました。ただ、トラスティのメンバーの感想は個々いろいろあって、統一見解で満場一致という話ではありません。受けとめられ方としては、日本は相当これから進んでいくと、彼らにアピールしたと思います。

藤沼 会議後、ある国の方が来て、なぜそんなにぐずぐずしているのか、「議決で決めればよいではないか」といったので、日本はコンセンサス社会だからと答えましたが、外からみると日本の意思決定プロセスはなかなか理解ができないのかもしれない。

5 単体開示の簡素化

藤沼 3つ目のテーマは、単体開示の簡素化についてです。IFRSとは直接的な関係はないと思いますが、単体開示について具体的にどの

ように簡素化されるかについては、金融庁ではある程度ご検討は始まっているのですか。

氷見野 この部分はIFRSとは直接は関係しませんし、IFRSの話があらうとなかろうと検討する必要がある問題だろうと考えております。

ただ、審議会では、IFRSは注記等の開示負担が重いというご意見も多く聞かれましたので、今後のIFRSの適用を考えた場合、できる範囲で合理化できるところは合理化していく必要があるということから、この報告書に盛り込まれたものと理解しています。

単体財務諸表の本表については、基本的に会社法の開示に揃えるという方針は企業会計審議会でも共通認識だったと思います。その上で問題になるのは、注記あるいは附属明細表、主な資産・負債の開示等の扱いです。これは会社法でカバーされているのであれば、それに従えばよいわけです。

また、連結財務諸表の開示である程度カバーできる部分については、それで代替していけばよいと思いますが、問題は、ほかのところでもカバーされていない情報をどうするか、です。それについては1つひとつ個別の項目ごとに、いろいろな方々の意見を伺いながら、検討していきたいと思っています。

また、「当面の方針」に記載されている1つの方法として、非財務情報としての開示という形もあり得るかと思います。そうした選択肢も考慮しながら、1つひとつ検討していきたいと考えております。

藤沼 岡田さん、この単体開示の簡素化は会社側としてはかなり喜ばしい提言と理解してよろしいです

か。

岡田 そうですね。連結・単体という開示そのもので、作業は相当かかりますし、また監査の対象になってくるとそれなりに時間もかかるという意味では、財務諸表作成者にとっては業務負担の低減につながる大変な前進だと思います。

藤沼 森さん、日本公認会計士協会の立場としてどうですか。

森 今回、IFRSの適用の関係で、単体開示の簡素化がテーマとされ、金融商品取引法と会社法との開示の関係が議論されるということですが、岡田さんがおっしゃったとおり、会社の負担として、現在、日本は非常に特殊で、会社法での決算制度と金融商品取引法での開示制度があり、会社での決算の手續が二重に行われている面があります。この一元化については、かなり前から議論はされています。企業の負担を少なくしようということと、監査の面で見ると、我が国では会社法での監査報告の期限と、金融商品取引法での監査報告の期限とが異なっており、主要先進国ではなかなかみられない制度になっています。その辺も決算の実務では、会社側にも監査をする公認会計士側にも非常に負担がかかってきているのが実態です。

したがって、この単体開示の簡素化という切り口は、非常に重要な点だと考えています。IFRSでは求められる注記が非常に多くなりますので、単体開示を簡素化しても、それなりに開示情報としては維持できますので、そういった面でも是非簡素化について十分にご検討いただき、進めていただければと考えております。

6 おわりに

藤 沼 「当面の方針」の中で、我が国のIFRSに関する意見発信強化のための取組みとして、関係者が協力して適切に対応していく必要があるとしています。

一方、自民党提言では、IFRS策定に係るポストの確保、日本の主張を明確にした上での積極的な意見発信、アジア・オセアニアオフィスの有効活用に努め、我が国の貢献と重要度を世界に十分知らしめるべきであるとしています。そのような環境の中で、我が国におけるIFRS適用についての今後の方向性や感想など、皆さんにまとめのお言葉を1人ずつお願いしたいと思います。

まず、氷見野さんから「当面の方針」で示されているIFRS任意適用拡大諸施策の具体化の予定、自民党提言に対する対応、今後の企業会計審議会の開催予定や審議の方向性など、できる範囲でお話いただけますか。

氷見野 まず、「当面の方針」で提言された具体的な項目の実施ですが、任意適用の拡大の件については、明確で具体的なお提言をいただいておりますし、また審議の中でも一番異論の少なかったところだと思っております。ですので、これはあまり躊躇する必要もなく、できるだけ速やかに財務諸表規則その他必要な改正をパブリックコメントに付して、速やかに実施に移していきたいと思っております。

修正版IFRSについては、ASBJにおいてもう議論が始まりつつあると理解しております。また、単体簡素化については1つひとつ検討が必要

になりますので、作業を進めていきたいと思っております。

その上で企業会計審議会には、宿題の3点についてある程度まとまった進捗がみられた時点でまた状況をご報告して、ご議論いただく格好になると思っております。

藤 沼 日本におけるIFRS適用に対して、どのように進めていきたいか、どのようにIFRS適用会社を増やしていくか、岡田さんの期待していることを含めお話していただけますか。



IFRS財団評議員会副議長

藤沼亜起氏

岡 田 このたびの「当面の方針」を踏まえて、任意適用会社が増えていくことを期待しているのですが、ただそれは自然増を待っていてもいけない。ということは、我々トラスティとしても、主要な企業、業界のリーディングカンパニーがIFRSを採用していくという動きに、なるべく結び付くような工夫はどうしたらいいのか、これから考えていきたいと思っております。

例えば、商社は徐々にIFRSを採用してきています。そうすると、比較可能性という意味では商社業界は大体同じ基準で比較できるようになります。ほかの業界では、ある企業は米国基準、ある企業は日本基準、

ある企業はIFRSというように、同じ業界でも基準がばらばらというようなどころは、何らかの形で揃えていった方がよいのではないのでしょうか。これは我々だけではなかなか難しいのですが、アナリストの方とか、あるいは業界そのものへのアプローチも含めてやっていけたらと思います。

藤 沼 昨日、IFRS財団評議員会のMichel Prada議長とBob Glauberトラスティからメールが来しました。Prada議長は、アジア・オセアニアオフィス設立後の1周年に当たる11月ごろに来日する予定です。トラスティ全体としては、日本で何か進展が起きることを非常に期待しています。

SECでは新しい委員長が就任しました。新委員長はもともと検事出身ですし、IFRSについてはまだ勉強中ということもありますので、少し時間がかかるかもしれません。

ただ、FASBもRussell Golden氏が新しい議長になり、9月からはSECの前チーフ・アカウントのJames Kroeker氏が副委員長になるということです。Kroeker氏は非常にIFRSに協力的な人でしたので、FASBとIASBの関係もかなり建設的なものになるのではないのでしょうか。

最後に森さん。公認会計士業界として、パブリックインタレストを考えると、IFRS適用に向けて監査だけではなく、IFRS導入に向けての研修やアドバイザー業務等の提供もあると思いますが、日本公認会計士協会の取組みをご紹介いただけますか。

森 日本公認会計士協会は、会計や監査を担う職業専門家の団体です。その制度の開発あるいは実務面において、主体的に支えていくということがもとの役割ですので、IFRS

適用拡大については、しっかり行っていきたいと思います。

2009年の中間報告以来、IFRSとそれに対する監査について、日本公認会計士協会は、実務に対応できるように、委員会やプロジェクトチームを作って対応を図ってきています。したがって、大手監査法人だけではなく、中堅監査事務所の一部もIFRSに対する対応は、導入のアドバイザーという面でも、あるいは実際に監査するという面でも、体制は大分築かれてきていると考えています。

ただ、任意適用拡大の中で公開準備会社が入ってきていることもあり、今までIFRSに特に焦点を当てて監査事務所の運営をしていなかった比較的小さな事務所も、IFRSに直面する局面が出てくると考えております。そういったところへの支援もきちんとしていかないと、IFRSの適用がせっかく拡大しても、それに対応する監査が十分にできないことになってしまいます。今、この点に対するカバーをしっかり行っていくという施策を進めています。例えば、相談室を設けて、どのような会計事務所からでも、実際にIFRSで上場する会社の条件等の情報を集めるとともに、会計事務所はどのような対応をしたらよいかという支援を具体的にしていこうと進めている次第です。

藤 沼 本日はありがとうございました。

〈注〉

- 1 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2/01.pdf>を参照。
- 2 自由民主党ウェブサイト https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf111_1.pdfを参照。

- 3 日本経済団体連合会ウェブサイト <http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/056.pdf#page=3>を参照。
- 4 IASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Documents/Discussion-Paper-Conceptual-Framework-July-2013.pdf>を参照。なお、本誌61頁の「解説 財務報告のための概念フレームワークの見直しに関する討議資料」も併せて参照されたい。
- 5 金融庁から2013年8月26日付けで、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等が公表されている（金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130826-1.html>を参照）。

	教材コード	J 0 2 0 6 8 6
	研修コード	2 1 0 3
	履修単位	1単位